

技術研修助成事業実施要綱

（事業の目的）

第1条 この要綱は、道央地域(苫小牧市、千歳市、恵庭市及び安平町)における中小企業等が従業員の技術及び知識の習得等に取り組むため、北海道職業能力開発促進センター(札幌市)及び北海道職業能力開発大学校(小樽市)等が行う能力開発セミナーの受講に必要な経費の一部を助成することにより、中小企業等の人材育成を支援することを目的とする。

（助成の対象）

第2条 助成を受けることができる者は、次に掲げるものとする。

- (1) 従業員等の研修を実施する中小企業
- (2) その他理事長が特に認める者

（対象事業）

第3条 助成の対象事業は、北海道職業能力開発促進センター及び北海道職業能力開発大学校が開催する能力開発セミナー（以下「セミナー」という。）等とする。

（対象経費と助成額）

第4条 助成の対象経費はセミナーの受講料とし、その全額を予算の範囲内で助成する。なお、助成は年度内1事業所15人までとする。

（申請）

第5条 助成を受けようとする者は、技術研修助成事業申請書（様式第1号）を理事長に提出しなければならない。

（審査及び決定）

第6条 理事長は、前条の申請書を受理し、その内容を審査のうえ、助成の対象として決定したときは、当該申請者（以下「助成対象者」という。）に技術研修助成事業決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

（報告）

第7条 助成対象者は、決定を受けたセミナーの受講が完了したときは、速やかに技術研修助成事業完了報告書（様式第3号）を理事長に提出するものとする。

- 2 申請または決定を受けたセミナーを受講しなかったときは、速やかに技術研修助成事業申請取下書(様式第4号)を理事長に提出するものとする。

（助成額の確定及び交付）

第8条 理事長は、事業完了報告書の提出を受け、その内容を審査のうえ、助成決定内容に適合すると認めたときは、助成額を確定し、当該助成対象者に技術研修助成事業確定通知書(様式第5号)により通知するものとする。

- 2 確定した助成額は、確定通知書を交付した日から30日以内に支払うものとする。

(決定の取消し)

第9条 理事長は、助成の決定をした内容と事実が相違するときは、助成の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、助成額の確定があった後においても適用するものとする。

(対象事業の経理)

第10条 助成対象者は、対象事業の経理を明確にするため、当該事業に係る帳簿及び書類を備え、これを整理しておかなければならない。

2 前項の帳簿及び書類は、当該対象事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。